

第6章 就学の再開について

第1 就学再開に関する検討方針

1. 就学再開に関する基本的考え方

- 児童生徒の就学機会の確保は極めて重要な課題であるとの認識の下、避難後における就学再開のための必要な調整や手続等について整理する。
- 避難元地域との連携・協力体制の構築や児童生徒の受入れ、就学再開の際に必要な支援等を速やかに実行できるよう、これまでの自然災害時の対応等を参考にしつつ、関係者が協力して検討を進める。
- 検討においては、障害のある児童生徒への対応、児童生徒の心のケアや負担など、特別な事情等について配慮する。

2. 前提事項

- 沖縄県の先島諸島は要避難地域と指定されるものの、九州・山口各県には武力攻撃の危険は及んでおらず、平時の社会経済活動等が営まれているものとする。
- 令和7年度においては、まず、初期的な計画で検討した受入れ市町村の中から、対象となる地域を選定し、児童生徒の受入・支援スキーム等を検討することとし、平行して検討されている中長期避難住宅等の状況を踏まえ検討を進める。
- 令和7年度においては、まず、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（小学部・中学部・高等部）について優先的に検討を進める。
- これまでの自然災害に関する対応等を踏まえ、当面の検討においては、例えば、「避難先地域の学校への転入学」や「避難先地域における避難元学校の教育活動再開」等いずれの可能性も想定しつつ、避難元地域と避難先地域の役割分担等を明確にした上で検討を進める。
- これまでの自然災害に関する対応等を踏まえ、例えば、児童生徒の受入については可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受入れを行うこと等について検討する。その際、必ず児童生徒の在籍関係を明確にした上で受け入れるなど、児童生徒の不利益とならないよう配慮する。

第1 就学再開に関する検討方針

3. モデル検討の対象となる受入れ地域の選定

- 「初期的な計画」で検討した受入れ先市町村の中から、モデル検討の対象となる受入れ地域として、鹿児島市を選定する。
- 受入れ地域における就学再開に関する担当部署・役割は以下のとおり。

【県担当部署・役割】

担当部署	役割
鹿児島県危機管理防災局危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・本部及び関係機関との連絡調整に関すること ・各対策部及び関係機関の情報の収集及び連絡に関すること
鹿児島県教育庁総務福利課	<ul style="list-style-type: none"> ・教育庁の総括に関すること ・部内各班の連絡調整に関すること
鹿児島県教育庁義務教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・児童及び生徒の避難その他の対策に関すること ・授業に係る措置に関すること ・教科書及び学用品の調達及び斡旋に関すること
鹿児島県教育庁高校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の避難その他の対策に関すること ・授業に係る措置に関すること
鹿児島県教育庁特別支援教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・児童及び生徒の避難その他の対策に関すること ・授業に係る措置に関すること ・教科書及び学用品の調達及び斡旋に関すること
鹿児島県教育庁学校施設課	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用許可に関すること
鹿児島県総務部学事法制課	<ul style="list-style-type: none"> ・私立学校（幼稚園を除く）における児童及び生徒の避難その他の対策に関すること（※） ・私立学校（幼稚園を除く）における教科書及び学用品の調達及び斡旋に関すること（※）
鹿児島県子ども政策局子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する社会福祉施設及び私立幼稚園における避難その他の対策に関すること（※）

(P)

(※)私立学校及び幼稚園については、令和7年度検討の対象外。
国の対応方針を踏まえ、対応を検討する。

第1 就学再開に関する検討方針

【鹿児島市担当部署・役割(※)】

担当部署	役 割
鹿児島市危機管理局危機管理課	・県及び各対策部等との連絡調整に関すること。 ・各対策部の情報収集及び連絡に関すること。
鹿児島市教育委員会総務課	・教育対策部内の連絡調整に関すること。 ・各学校等との連絡調整に関すること。
鹿児島市教育委員会学務課	・各学校等との連絡調整に関すること（教職員等の勤務等に関すること）。
鹿児島市教育委員会施設課	・各学校等との連絡調整に関すること（施設の使用等に関すること）。
鹿児島市教育委員会学校教育課	・各学校等との連絡調整に関すること（教育指導・学用品給与事務等に関すること）。
鹿児島市教育委員会保健体育課	・各学校等との連絡調整に関すること（防災・給食等に関すること）。

(※)担当部署及び役割は、鹿児島市国民保護計画に基づくものであり、この他の事項については、必要に応じて関係部署と対応予定。

【検討項目 1 : 避難元地域と避難先地域との連携】

双方地域の緊密な連携・協力を図る上で整理すべき事項

○避難元地域・避難先地域間において円滑な連絡調整を行うための体制・仕組みの構築

- 就学再開に関する県関係部署，県教育委員会，市町村教育委員会等における担当・連絡先等関係者を一覧化・共有する。
- 連絡調整等の総括や総合調整等を行うための体制・仕組みを整備する。
- 避難先地域や避難者等個人からの相談・問合せ等に対応するため窓口等の整備など，体制・仕組みを整備する。

○避難元地域・避難先地域双方の役割分担の整理

- 避難先地域の学校への転入学の場合や，避難先地域における避難元学校の教育活動再開の場合など，個別の対応等に応じて，避難元・避難先双方の役割分担（各種手続の主体や協力体制等）を明確化する。
- 役割分担に関わらず，避難元地域（自治体・教育委員会・学校等）の避難後の状況や不測の事態等を踏まえ，各種手続等における弾力的な対応や必要な支援等の実施など，臨機応変に対応する。

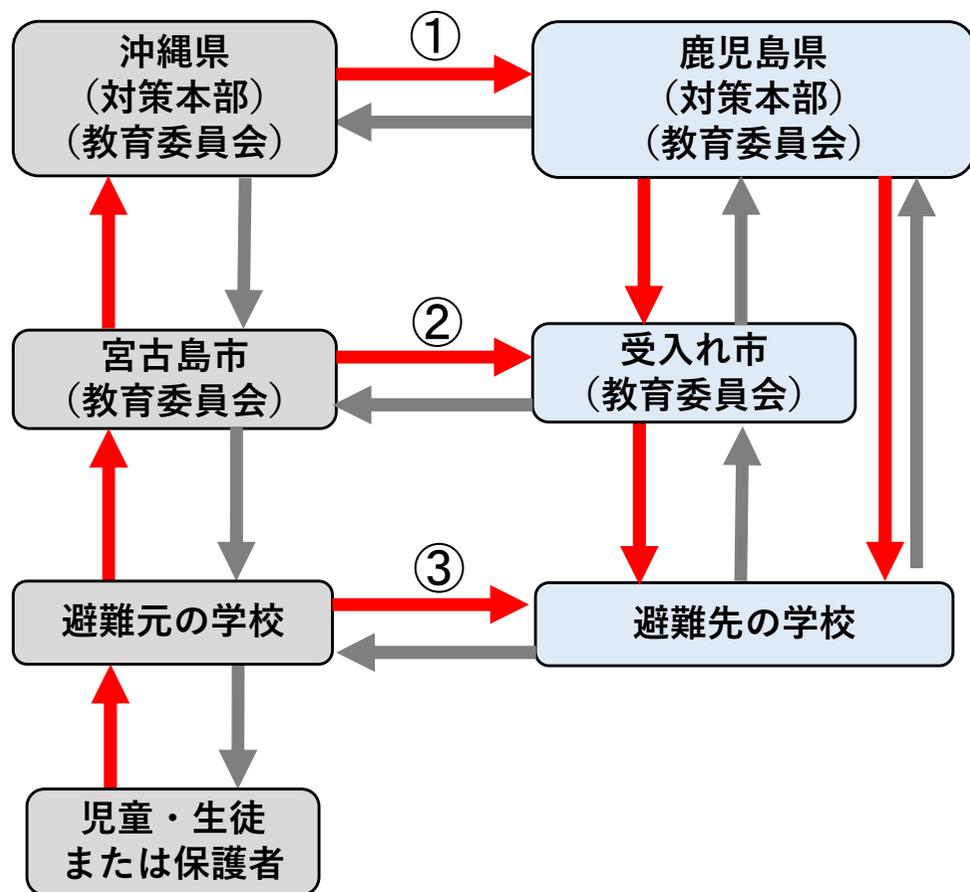
○避難元地域・避難先地域間における児童生徒に関する情報共有

- 特別支援学級に在籍する児童生徒については，避難先学校の特別支援学級の開設状況等も踏まえ，柔軟に対応する必要がある。
- 児童生徒の指導要録や，特別な配慮・支援が必要な児童生徒の個人情報の共有の在り方について，具体的な方法での進め方を検討する必要がある。
- 避難元地域等の状況等を踏まえ，転入学手続や学籍関係等における情報共有や事務手続等について弾力的に対応する。

第2 就学再開における児童生徒の受入・支援等に係る調整・手続

避難元地域・避難先地域間において円滑な連絡調整を行うための体制・仕組みについて

- 就学再開における避難元地域，避難先地域の連携体制について，以下の図のとおり整理する。
- その他，避難住民から寄せられる就学に関する問い合わせについては，事項に示す就学相談窓口において対応する。



【①②③で共有する情報(主なもの)】

- 避難元から避難先へ
 - ・ 学校毎の就学再開方針(転入学か, 学校再開か)
 - ・ 避難先で就学確保の対象となる児童生徒の情報
 - ・ 指導要録の情報
 - ・ 障害があるなど特別な配慮が必要な児童・生徒の情報
 - ・ 保護者から寄せられた相談の内容等
- 避難先から避難元へ
 - ・ 就学再開方針を検討するために参考となる情報(避難先の学校の場所やどのような施設があるかなど)
 - ・ 避難先での転入学手続きの方法
 - ・ 受入れ可能な学校の情報

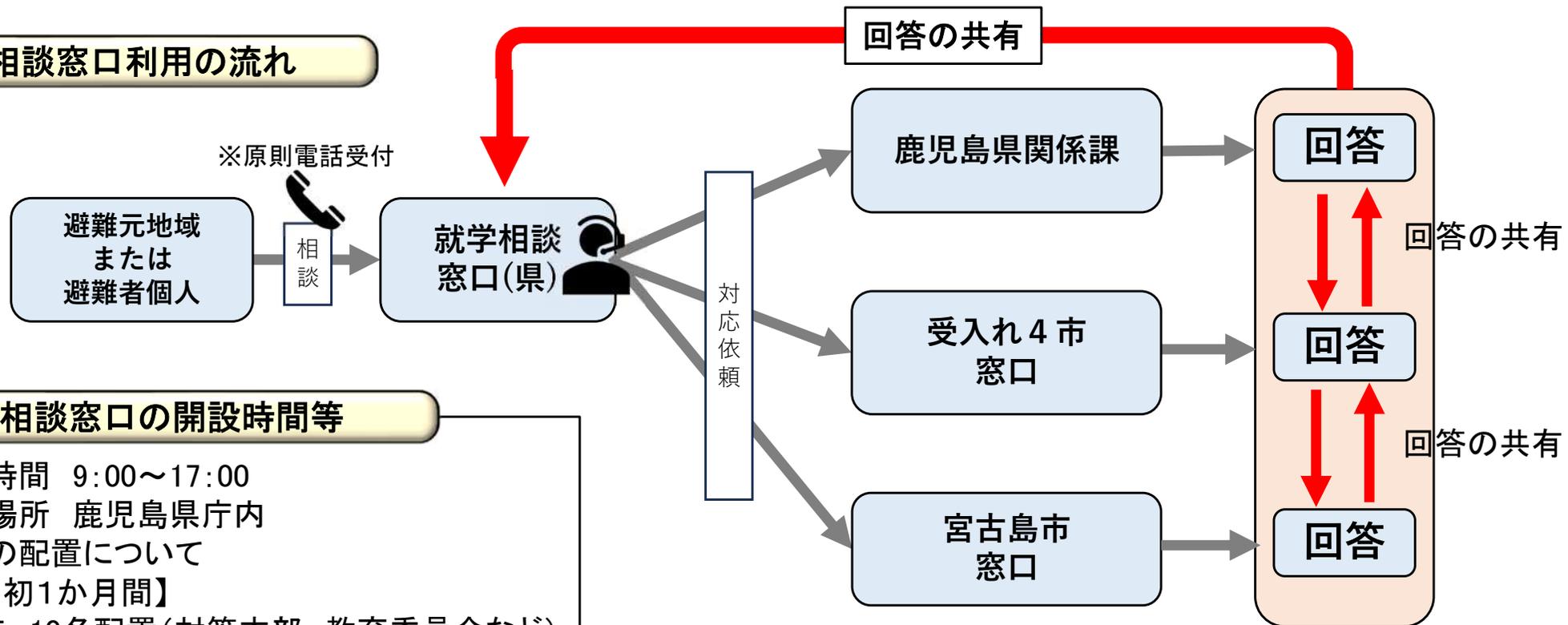
第2 就学再開における児童生徒の受入・支援等に係る調整・手続

※今後の検討の進捗により変更の可能性あり。

就学相談窓口設置の考え方

- 避難元地域や避難者個人からの相談、問い合わせに対応するための専用窓口を設置する。
- 原則、電話受付とし、県庁内の会議室等に設置する。
- 相談窓口から相談内容に対応する関係先(県担当課, 受入れ4市窓口, 宮古島市窓口)へ連絡し対応を依頼。

就学相談窓口利用の流れ



就学相談窓口の開設時間等

- 開設時間 9:00~17:00
- 設置場所 鹿児島県庁内
- 人員の配置について
 - 【避難当初1か月間】
 - 常時 10名配置(対策本部, 教育委員会など)
 - (1日 200件程度の着信想定)
 - 【避難後1か月以降】
 - 常時 5名配置
 - (1日 100件程度の着信想定)

※ 回答内容の共有方法としては、電話連絡のほかメールによる連絡といった方法が考えられる。

【課題】県庁内の設置場所(会議室等)及び配置人員分の電話機(10台)の確保が必要。

第2 就学再開における児童生徒の受入・支援等に係る調整・手続

※鹿児島県国民保護計画を参考に一案を作成

学用品の給与に関する県の考え方

県は受入れる児童生徒に対し、教科書、文房具、通学用品等を支給する。

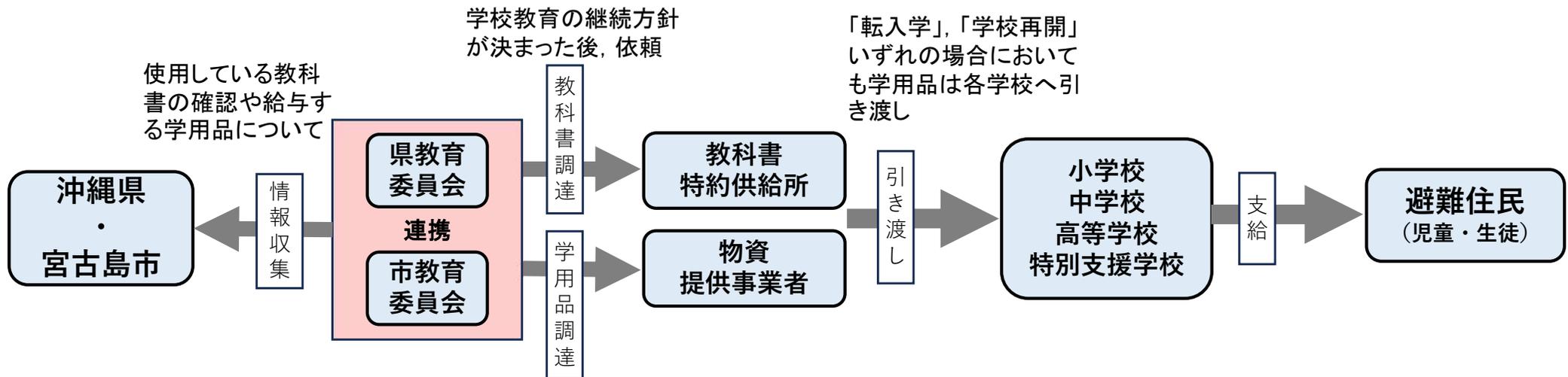
①受入れ児童生徒の把握

県教育委員会は、市町村教育委員会と連携し、受入れる児童生徒の情報収集（使用している教科書の確認含む）を行い、給与する学用品について把握する。

②学用品の調達

教科書については、県教育委員会が教科書特約供給所から調達し、文房具・学用品については、市町村教育委員会又は県教育委員会において、それぞれ調達し、受入れる児童生徒に支給を行う。

学用品の給与に関する体制の構築



【国民保護法(救援)の対象となる学用品】

教科書	教科書、教育委員会の承認を受けている準教科書、ワークブック、問題集等の教材
文房具	ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等の文房具
通学用品	傘、靴、長靴等の通学用品
その他の学用品	運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、鍵盤付ハーモニカ、工作用具、裁縫用具等

第2 就学再開における児童生徒の受入・支援等に係る調整・手続

【検討項目2：児童生徒の受入】（児童生徒の受入に係る手続・イメージ図）

《避難元地域》

連携・協力

《避難先地域》



(必要に応じて)
保護者等からの相談等への対応

避難先での就学確保の対象となる児童生徒の確認

避難先での就学再開方針の検討

※例1・例2等を踏まえてどのような対応をとるかの検討

(これまでの自然災害(例))

- ・一時的に、避難先の学校へ転入学。その後、準備ができた段階で避難先で、避難元による学校を再開
- ・避難先の学校を間借りし、避難元による学校を再開 等

避難先自治体への支援依頼・調整内容の検討

(転入学の場合(例))

- ・受入れ可能学校の調整
- ・避難元自治体の教職員による協力体制・身分の調整 等

(学校再開の場合(例))

- ・施設・設備等に関する調整 等

保護者等への就学再開方針の説明

保護者等からの相談対応、相談を踏まえた調整

(必要に応じて)
避難元保護者等からの個別の転入学相談等への対応
(対応の例)

- ・保護者等からの相談等に応じて、地域の学校等に関する情報を提供
- ・転入学手続等に関する問い合わせへの対応 等

(必要に応じて)
避難元自治体からの相談等への対応
(対応の例)

- ・避難元自治体からの相談等に応じて、就学再開に向けた検討を行う上で参考となる地域の学校や施設等に関する基礎的な情報を提供 等

避難元自治体からの支援依頼を踏まえた対応

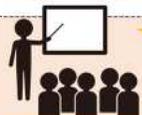
(対応の例)

- ・避難元からの支援依頼を踏まえ、地域の各学校や公共施設、民間事業者等に対する状況確認の実施
(児童生徒の受入や施設・設備等に関する状況把握等)
- ・学校や施設等に関する情報を集約し、避難元自治体が就学再開方針を検討・決定する上で必要となる情報を提供・説明
- ・避難元における検討・調整等の結果、再度支援依頼があった場合における対応(追加の情報収集・情報提供等) 等

教育委員会、学校、保護者等との必要な手続の実施

(必要となる手続の例)

- ・(転入学の場合(例)) 転入学時の教育委員会間、学校間、保護者との手続
- ・(学校再開の場合(例)) 施設・設備の借用等に関する契約等の手続 等



就学再開



※具体的な手続や手順は、例1(転入学の場合)や例2(学校再開の場合)等の実際の対応に応じて変わり得るが、想定される手続の要素の例は上記のとおり。必ずしもここで記載した順序で行うものではないことに留意。

第2 就学再開における児童生徒の受入・支援等に係る調整・手続

【検討項目2：児童生徒の受入】

※受入れ各県における当面の検討においては、下記の例1・例2のいずれの可能性も想定しつつ、必要な調整・手続等を整理必ずしもここで記載した順序で行うものではないことに留意

例1：「避難先地域の学校への転入学」に係る 避難先地域における調整・手続

例2：「避難先地域における避難元学校の教育活動 再開」に係る避難先地域における調整・手続

避難元保護者等からの個別の転入学相談等への対応

- 保護者等からの相談等に応じて、地域の学校等に関する情報を提供する。
- 転入学手続等に関する問い合わせに対応する。

- 個別に転入学等を希望する保護者等からの問い合わせに対応する。

避難元自治体からの相談等への対応

- 避難元自治体からの相談や問い合わせ等に応じて、避難元自治体が転入学に関する検討等を行う上で、参考となる基本情報等を提供する。
- 先行して受入れ学校候補の調査等を行っている場合は、当該学校に関する基本情報を提供する。

- 避難元自治体からの相談や問い合わせ等に応じて、避難元自治体が教育活動再開に関する検討等を行う上で、参考となる基本情報等を提供する。
- 先行して受入れ施設候補の調査等を行っている場合は、当該施設に関する基本情報を提供する。

避難元自治体からの支援依頼を踏まえた対応

- 避難元自治体からの支援依頼を踏まえ、地域の学校に対して、受入れ可能性等の状況を確認するため、受入れ可能人数や、障害のある児童生徒への対応可否、立地等を含めた基本情報について情報収集を行う。
- 私立学校について情報提供希望があった場合は、関係部署等に情報提供を要請する。
- 受入れ学校候補に関する情報を集約し、避難元地域に提供するとともに、内容等について説明を行う。

- 避難元自治体からの支援依頼を踏まえ、地域の施設に対して、受入れ可能性等の状況を確認するため、受入れ可能人数・施設規模や、設備の状況、利用に関する条件、立地等を含めた基本情報について情報収集を行う。
- 学校や公民館、社会教育施設等公共施設に加え、民間施設や廃校校舎等を含めた情報収集を行う。
- 受入れ施設候補に関する情報を集約し、避難元地域に情報提供するとともに、内容等について説明を行う。

教育委員会、学校、保護者等との必要な手続の実施

- 受入れ学校及び受入れ人数を特定し、教員や備品、通学手段等の必要な教育環境整備等を行った上で受入れ準備を行う。
- 転入学時の教育委員会間、学校間、保護者との手続について、これまでの自然災害に関する対応等を踏まえ、可能な限り弾力的に取扱い、速やかな受入れを行う。
- 学齢簿編製、指導要録作成等の手続について、弾力的に対応する。
- 必ず児童生徒等の在籍関係を明確にした上で受け入れるよう留意する。
- 保護者・児童生徒に対する転入学前の説明を行う。

- 避難元自治体からの要請等を踏まえ、施設所有者・管理者等との交渉や避難先地域住民への説明等各種調整や手続等における支援・助言を行う。
- 受入れ施設が学校等公共施設の場合における使用許可や借用・契約手続等について弾力的に対応する。
- スクールバスや学校給食の手配等に関する地元情報等地域のネットワーク等を共有する。

【検討項目2：児童生徒の受入】

児童生徒の受入に当たり勘案すべき事項

○避難期間（当初1か月／1か月を超える場合等）

- 避難直後には、避難先収容施設（ホテル等）の近隣施設（学校等）の臨時的な利用等の応急的な対応が予想されることから、これらの実施のために必要な協力・支援等（利用可能施設紹介等の調整・手続）について、速やかに対応する。
- 避難後1か月以降は、居住地が変わることが見込まれることを踏まえ、本格的な就学再開を速やかに行うことができるよう、避難元地域に対する協力や支援等について検討を進める。

○居住地（避難先収容施設）との関係

- 就学の再開に際しては、居住地との関係を踏まえることが必要不可欠であり、転入学・学校再開いずれの場合においても、まず最初に、居住地を特定した上で、通学区域や通学方法等を勘案しつつ、受入可能な学校・施設等について検討していく。
- 現時点では、避難当初の収容施設（ホテル等）の後の中長期収容施設等（住宅、要配慮者の受入れ施設等）が未確定であるため、中長期収容施設等に関する検討状況等を踏まえ、今後検討を進める必要がある。
- 居住地によっては、遠隔地にしか学校がない場合も想定されるため、スクールバス等の運用や経費負担についても検討する必要がある。

第2 就学再開における児童生徒の受入・支援等に係る調整・手続

【検討項目2：児童生徒の受入】

避難期間や居住地等を想定した受入れ計画の概略

区分		▶▶▶ 避難後1か月間 ▶▶▶		▶▶▶ 避難後1か月以降 ▶▶▶	
避難元地域と避難先地域との連携		<p>速やかに連携・協力体制を整備、相談や問合せ等に対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 避難元地域との連絡・調整等連携・協力体制構築 ● 役割分担整理 ● 児童生徒に関する情報共有 など 		<p>避難元地域との意見交換や相談対応、情報共有等を継続</p>	
短期・中長期で居住地が大きく変わる場合	避難先収容施設（ホテル等）に居住する期間の教育活動	<p>避難後、速やかな教育活動を再開するための協力・支援等を実施</p>	<p>本格的な就学再開までの応急的な対応等を実施（利用可能な施設やオンラインを活用した教育活動の実施など）</p>		
	中長期収容施設以降後の期間の教育活動	<p>転入学の場合</p>	<p>転入学に関する避難元地域からの要請を踏まえ、受入先学校候補の調査を実施し、情報を提供 受入手続においては、弾力的・速やかに対応</p>	<p>避難先地域への転入学</p>	<p>※途中で対応が変更となる場合も想定</p>
		<p>学校再開の場合</p>	<p>学校再開に関する避難元地域からの要請を踏まえ、受入先施設候補の調査を実施し、情報を提供 学校再開手続等について、可能な限り協力・支援</p>	<p>避難元地域による学校再開</p>	
短期・中長期で居住地があまり変わらない場合	中長期収容施設以降後の期間の教育活動	<p>避難後、速やかな教育活動を再開するための協力・支援等を実施</p>	<p>本格的な就学再開までの応急的な対応等を実施</p>	<p>速やかに、避難先地域への転入学・学校再開を実施</p>	
就学再開の際に必要な児童生徒への支援		<p>避難後の状況や要請等を踏まえ速やかに対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 学用品（教科書含む）の給与 ● スクールバス等による通学支援 ● 学校給食の提供 ● オンライン教育環境の整備 ● 障害のある児童生徒への配慮 ● 家計が急変した児童生徒に対する就学支援 ● 心のケアや学習支援等の教職員加配 ● スクールカウンセラーによる支援 など 		

【検討項目3：児童生徒への支援に当たり留意すべき事項】

国民保護法における救援及び過去の自然災害の際における支援，調整・手続等を踏まえて必要な事項

○避難直後における応急的な対応

- インターネット利用環境のない収容施設についてもWi-Fi等の通信設備を整備し，各収容施設においてオンラインを活用した教育活動の実施環境を確保する。
- 避難直後は，授業をすぐに再開することが困難であるため，児童生徒の安心感をつなぐために，児童生徒が集まるために必要な場所（収容施設近くの学校等）の確保，利用について，避難元自治体から要請があった場合は，利用可能施設の紹介など必要な協力・支援を行う。

○児童生徒の心のケア，負担等への配慮に関する調整・手続

- 避難先地域の学校への転入学の場合における児童生徒に対する心のケア，負担等への配慮に関する対応として，スクールカウンセラー等の派遣による心のケアやスクールバス等による通学支援，家計が急変した世帯への経済的支援等の対応を行う。
- 県と市が連携し，児童生徒の心のケアとしてスクールカウンセラー等の派遣を行うとともに，家庭への支援としてスクールソーシャルワーカーの派遣を行う。
- 避難先地域において教育活動を再開した避難元学校が実施する児童生徒の心のケア等に係る協力・支援として，避難元学校からの要請等を踏まえ，スクールカウンセラー等の配置やスクールバス等による通学支援等各種手続等に関する支援・助言，情報提供や，避難先地域の医療機関の紹介等，地域の情報やネットワーク等を共有する。

○学校種に応じた配慮事項

- 高等学校の転入学に関しては，教育課程等を比較した上で受入先高校を決めたり，修得した単位に応じて相当学年に転入したりすることや，専門高校の場合，実習室等の不足も考えられることなどを踏まえ，調整・手続についての検討を進める。
- 特別支援学校の場合，障害種や障害の程度，受けている教育課程等により，避難先の地域に最も近い学校が受け入れ可能かの判断について，大まかな流れや受け入れ障害種等について検討を進める。

【検討項目3：児童生徒への支援に当たり留意すべき事項】

国民保護法における救援及び過去の自然災害の際における支援，調整・手続等を踏まえて必要な事項

○進級，進学，卒業等における配慮

- 児童生徒の各学年の教育課程の修了または卒業の認定等に当たっては，弾力的に対応し，進級，卒業等に不利益が生じないように配慮する。児童生徒の履修状況を確認し，履修が遅れていれば必要に応じた学習支援が必要。
- 卒業年次の高校生等については，大学等への進学に際して利用できる経済的支援を周知するなど，必要な配慮について検討を進める。また，卒業年次の中学生についても，高校入試の実施等について検討を進める。
- 特別支援学校の場合，高等部を卒業する生徒については，就労支援事業所や福祉サービス事業所等との連携が必要になるので，特別支援学校高等部の卒業生に対して，必要な事業所等との連携に関する手続きを整理する。

○設置者・学校種等に応じて今後整理すべき事項（私立学校についての整理）

- 本検討における基本的な調整・手続は，公立学校を想定して整理しているが，例えば，避難元地域の私立学校についての対応や，避難先地域において私立学校を希望する保護者や児童生徒への対応についても想定しつつ，今後検討を進める。

○設置者・学校種等に応じて今後整理すべき事項（就学前施設についての整理）

- 幼稚園や認定こども園，保育所等就学前施設に関しては，本年度の検討成果等を踏まえた上で，今後検討を進める。

第3 就学再開における児童生徒の受入れ・支援等に係る課題等

【検討項目4：課題・留意点等の把握】

モデル検討の各事項等における実行上の課題や留意点等の把握

○受入れ県・市町村の担当部署等に対する意見聴取等による児童生徒の受入れや就学支援等に関する課題・留意点等の整理

- 就学再開における児童生徒の受入・支援等に係る調整・手続の各検討項目について、実際に対応する上で想定される課題や、その対応方策、留意点等について、県及び「モデル検討の対象となる受入れ地域」の就学関係担当部署等に対して、ヒアリングやアンケート等による意見聴取等を実施する。
- 各県・市町村等の判断により、意見聴取等を行う対象部署等を選定・整理。

【意見聴取等結果①】

区 分		主な意見
避難元地域と避難先地域との連携		<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の取扱いから、必要な情報が即時に共有できるかを考え、必須情報の項目を明確にする必要がある。その際には、個人情報の安全管理の徹底や保護者に利用目的を周知する必要がある。 ・ 特別支援学校の児童生徒の場合の県・市との役割と手続の明確化が必要。 ・ 個人情報の精選をし、必要不可欠な情報の漏れがないようにする。（医療的ケアの有無、服薬の有無、刻み食対応などの食形態など） ・ 特別支援学級に在籍する児童生徒については、避難先学校の特別支援学級の開設状況等も踏まえ、柔軟に対応する必要がある。 ・ 児童生徒の指導要録や、特別な配慮・支援が必要な児童生徒の個人情報の共有の在り方について、具体的な方法での進め方を検討する必要がある。 例：指導要録（履修科目や取得単位数の記録など）をどのように引き継ぐか。等
児童生徒の受入	避難先地域の学校への転入学	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習進度等の違いや転入学に伴う心理的ストレス、特別な配慮などへの対応が必要であることを考え、個別の状況を踏まえた学習内容の柔軟な対応やスクールカウンセラーの配置が必要である。その際には、児童生徒への丁寧な説明や受入れ環境の整備が必要である。 ・ 障害種や障害の程度、受けている教育課程等により、どの学校でこういった障害種、状態の児童生徒を何人程度受け入れ可能かを、看護師や通学バス、人的配置、給食対応などの可能な対策と現状との関連で整理する必要がある。 ・ 定員が充足していない高等学校からが優先なのか。充足している高校でも当該生徒が履修している科目を開講している場合はそこにいれるのか。 ・ 基本的に教育課程を比較して、類似している（異なっても単位の読替えができる）高校が受入れ対象となる。読替えられない場合、補講を行う必要が生じる。 ・ 専攻科目が避難先の学区にない場合は学区外に通学させるのか。

第3 就学再開における児童生徒の受入れ・支援等に係る課題等

【意見聴取等結果②】

区 分		主な意見
児童生徒の受入	避難先地域における避難元学校の教育活動再開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受入れ施設や教材等の状況により、児童生徒への心理的ストレスや教員の業務内容の負担が増す可能性が考えられ、教育委員会による情報収集や調整が必要である。その際には、教育活動における課題を整理する必要がある。 ・ 受入れ施設のスペースの確保だけでなく、必要な教材や人材（看護師など）の確保と多目的トイレなどの施設が必要となる。近隣の特別支援学校との連携・協力内容を事前に整理しておく必要がある。 ・ 敷地内に開校と思うが、教室等の施設は足りるのか。また、実習室・体育館等施設設備の共有は可能か。消耗品等の仕分けはどうか。 ・ 受入に要する改修等にかかる費用負担や、使用形態（貸借契約・使用許可など）についても整理する必要がある。
児童生徒への支援に当たり留意すべき事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災や避難体験による心理的ストレスや新たな環境・人間関係、保護者の生活再建への不安が児童生徒への不安に繋がることなどへの対応が必要であることを考え、柔軟な教育課程の実施やスクールカウンセラーの配置、保護者との定期的な情報交換が必要である。その際には、表面化しにくい児童生徒や保護者の変化に気付くような教員の関わり方などを確認する必要がある。 ・ 精神的ストレス等のケアを同時に行っていくことになるが、現在の養護教諭だけでは不足。 ・ スクールカウンセラーだけでなく、家庭への支援としてスクールソーシャルワーカーの積極的連携を行う。（人数不足が懸念されるため、県と市の連携が必要。） ・ 教育課程の履修状況等の情報共有について、確認し、履修が遅れていれば、状況に応じて学習支援の検討が必要がある。
上記以外（自由意見含む）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学相談窓口における回答の共有は、オンラインを用いた共有システムなどを利用することが望ましい。 ・ 学用品のうち、教科書については、事前に避難元学校における使用教科書の確認も必要である。 ・ 制服等の貸与はどうか。また、通学に自転車が必要な距離であった場合、自転車等の手配はどうか。 ・ 学用品に含まれない机・椅子等は学校にあるもので対応するのか新規購入なのか検討する必要がある。また学用品に含まれない机・椅子等の財源負担・財源確保をどうするか検討が必要である。 ・ 学用品の供与にタブレットは含まれるのか。含まれる場合、新たな端末の調達には時間を要するため、県、市の速やかな連携が求められる。 ・ オンライン授業等の教育環境整備を行う際に必要となる費用をどこが負担するのか検討が必要である。 ・ 避難施設によっては、遠隔地にしか学校がない場合も想定されるため、スクールバス等の運用や経費負担を検討する必要がある。 ・ 避難規模や避難期間等に応じた柔軟な制度設計や教員の負担の増加などが考えられ、避難時の教育に関わる対応マニュアルの整備や教員の研修が必要である。その際には、児童生徒の最善を考慮した平時からの避難訓練や教員の心理的ケアにも考慮する必要がある。

第3 就学再開における児童生徒の受入れ・支援等に係る課題等

【検討項目5：課題・留意点等の検証・分析】

就学再開に関する課題・留意点等の検証・分析

○意見聴取結果等を踏まえた検証・分析

- 各部署からの意見等について、「モデル検討」で整理した各検討項目別に、共通的な内容や重要な意見等を整理・記載する。
- 避難元地域との連携や児童生徒の受入・支援等を中心に検証し、分析結果を整理する。

【検証・分析結果】

区分		意見聴取結果等を踏まえた検証・分析結果の整理
避難元地域と避難先地域との連携		<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の情報について、避難元と共有する必須情報の項目の整理や指導要録の引継方法などについて検討する必要がある。 ・ 特別支援学校の県・市との役割分担と手続きの明確化が必要。
児童生徒の受入	避難先地域の学校への転入学	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の個別の状況を踏まえた学習内容の柔軟な対応やスクールカウンセラーの配置が必要である。 ・ 特別支援学校の児童生徒の受入れ可能について、看護師や通学バスなどの可能な対策と現状との関連で整理する必要がある。 ・ 高等学校について専攻科目が避難先の学区にない場合の学区外への通学の検討が必要。
	避難先地域における避難元学校の教育活動再開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難元自治体と教育活動再開における課題を整理する必要がある。 ・ 特別支援学校は、受入れ施設のスペースの確保だけでなく、必要な教材や人材（看護師など）の確保と多目的トイレなどの施設が必要。 ・ 近隣の特別支援学校との連携・協力内容を事前に整理しておく必要がある。 ・ 敷地内に開校する場合、教室等の施設の確保、実習室・体育館等施設設備の共有、消耗品等の仕分けについて検討する必要がある。
児童生徒への支援に当たり留意するべき事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 通学に必要な制服等の貸与、自転車等の手配について費用負担も含めて検討が必要である。 ・ 精神的ストレス等のケアを行う人材の確保が必要（現在の養護教諭だけでは不足）。 ・ スクールカウンセラーだけでなく、スクールソーシャルワーカーによる家庭の支援についても検討を行う必要がある。 ・ 児童生徒の履修状況を把握し、遅れていれば必要に応じた学習支援を実施し進級や卒業に不利益が出ないよう配慮が必要。
上記以外（自由意見含む）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難時の教育に関わる対応マニュアルの整備や教員の研修が必要である。 ・ 居住地によっては、遠隔地にしか学校がない場合も想定されるため、スクールバス等の運用や経費負担についても検討する必要がある。

【検討項目5：課題・留意点等の検証・分析】

次年度の検討に向けた課題等の整理

○分析結果等を踏まえた次年度の検討に向けた課題等の整理

→前項の分析結果等を踏まえ、児童生徒の受入・支援等に係る調整・手続において、特に重要となる事項や支援方策等の取組の方向性を中心に必要事項を整理し、次年度の検討に向けた課題の整理等に加え、その解決方策や調整・手続等に係る改善方策についても併せて整理・記載する。

【次年度に向けた課題等】

次年度の検討に向けた課題等	課題の解決方策や調整・手続に係る改善方策
避難元児童生徒の情報収集・共有方法の検討	避難元自治体からの情報をもとに、共有する必須情報の項目整理や情報共有の方法について検討する。
避難先地域の学校への転入学に係る手続きの検討	避難元自治体からの情報をもとに、障害のある児童生徒など、特別な配慮・支援が必要な児童生徒への対応や教育課程等を比較した上での受入れ先学校の決定などについて検討する。
避難先地域における避難元学校の教育活動再開に係る手続き検討	避難元自治体と教育活動再開における課題を整理し、基本情報の整理や必要な受入れ施設などについて検討する。
就学再開に係る費用負担の整理（机椅子等の備品、オンライン授業の環境整備、受入れによって生じる施設改修費、緊急時に配置するスクールカウンセラーの確保・配置にかかる経費等）	学用品の給与など一部は救援の対象とされているが、救援の枠組みには当てはまらない検討内容もあることから、その検討に当たっては、法的な位置づけや財政負担の考え方など国において主体的に整理する必要がある。

【検討項目5：課題・留意点等の検証・分析】

検証・分析における参考データ①：避難元地域の学校数・児童生徒数・教員数

○市町村立小学校・中学校

- 小学校は、「初期的な計画」における受入先市町村に対応する避難元市町村・コミュニティ（小学校区等）を参考に記載。
- 中学校は、上記の小学校区との関係を踏まえ、受入先市町村に対応する避難元市町村・コミュニティ（中学校区等）を想定し記載。
- 一部、避難先が分散する小学校・中学校も存在するが、現時点では、当該学校の生徒数について、受入先市町村毎の詳細情報（内数）が確認できないため、暫定的に学校全体の総数を記載（他の受入先市町村と生徒数が重複するため、全ての児童生徒が受入対象ではないことに留意）。
- 教員については、勤務地学区内に居住しているとは限らないため、実際の受入先市町村が異なる可能性があることに留意。

初期的な計画 における 受入先市町村	避難元 市町村	小学校				中学校			
		学校数	児童数	教員数	備考	学校数	生徒数	教員数	備考
鹿児島市	宮古島市	7	724	91		4	284	44	
鹿屋市									
指宿市									
霧島市									

【検討項目5：課題・留意点等の検証・分析】

検証・分析における参考データ①：避難元地域の学校数・児童生徒数・教員数

○県立高等学校・特別支援学校

- 高等学校及び特別支援学校は、「初期的な計画」における受入先市町村に対応する避難元（宮古島市）に所在する学校について記載。
- 当該学校のうちの一定数について受け入れる可能性があるが、現時点では、当該学校の児童生徒数・教員数について、受入先市町村毎の詳細情報（内数）が確認できないため、暫定的に学校全体の総数を記載（他の受入先市町村と生徒数・教員数が重複するため、全ての児童生徒・教員が受入対象ではないことに留意）。

初期的な計画 における 受入先市町村	避難元 市町村	高等学校				特別支援学校			
		学校数	生徒数	教員数	備考	学校数	児童生徒数	教員数	備考
鹿児島市	宮古島市	3	1,367 の内数	142の内数	左記の生徒数 等のうちの一定数について 受入可能性あり	1	90 (幼5/小42 /中18/高 25) の内数	61の内数	左記の児童生徒数等のうちの一定数について受入可能性あり
鹿屋市									
指宿市									
霧島市									

第3 就学再開における児童生徒の受入れ・支援等に係る課題等

【検討項目5：課題・留意点等の検証・分析】

検証・分析における参考データ②：県内受入れ4市に所在する学校数

○県内受入れ4市に所在する学校数

- 「初期的な計画」における受入れ先市町村に所在する小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の数は以下の通り。
- 実際の受入れにおいては、各学校の実状や避難元地域の意向、児童生徒の居住地・通学区域（学区）等、様々な条件を踏まえた上での調整が必要となるため、全ての学校が受入対象ではないことに留意する必要がある。

(令和7年4月7日時点)

区 分	鹿児島市				鹿屋市				指宿市				霧島市				合 計
	国立	公立	私立	合計	国立	公立	私立	合計	国立	公立	私立	合計	国立	公立	私立	合計	
小 学 校	1	78	2	81	0	23	0	23	0	9	0	9	0	32	0	32	145
中 学 校	1	39	5	45	0	12	0	12	0	5	0	5	0	13	1	14	76
高 等 学 校	0	14	9	23	0	5	1	6	0	3	0	3	0	5	1	6	38
特別支援学校	1	6	0	7	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	10